

平成30年6月29日

上告審から見た書記官事務の留意事項(平成29年分)

最高裁判所裁判部書記官室

この留意事項は、るべき書記官事務を身に付けてもらうための一助になればとの思いから、平成29年1月1日から同年12月31日までに送付された上告等事件記録を基に、書記官として、適正な事務処理を行うために注意すべき点を探り上げるとともに、その事務処理の根拠や目的を記載したものである。

なお、記載してある留意事項は、送付された記録から気付いた点を探り上げたものであり、全ての注意点を網羅しているものではない。

これらの点を踏まえ、各職場や個々の書記官においては、本留意事項に含まれる注意すべき点を自らの問題として捉え、日常の事務を適正に処理していくためにはどうすればいいか、それを阻害する要因にはどのようなものがあるか、その阻害要因を解消するには、どうすべきか等の視点についても検討していただきたい。また、当該事務処理の根拠や目的に立ち返り、さらには、本留意事項に含まれない点についても検討するなど、活用方法を広げる契機としていただきたい。

目 次

第 1 民事・行政関係	1
1 受付・立件に関するもの	1
2 送達・通知に関するもの	1
3 調書・書類作成に関するもの	4
4 訴訟手続の進行に関するもの	6
5 裁判書の点検に関するもの	6
6 上訴申立書の審査・記録整理・送付に関するもの	7
7 秘匿情報の管理	9
第 2 刑事関係	10
1 受付・立件に関するもの	10
2 送達・通知に関するもの	10
3 勾留・保釈に関するもの	10
4 調書・書類作成に関するもの	11
5 記録の整理・送付に関するもの	12

第1 民事・行政関係

1 受付・立件に関するもの

(1) 法人等の代表者の代表権の有無については、提出された資格証明書等と照合して問題がないかを確認する。

また、市町村長により認可を受けた地縁団体（地方自治法260条の2）など、規約により代表権の有無や任期が定められている団体については、最新の規約を提出させて各自確認する。

（留意点）

資格証明書及び委任状は、書面をもって証することが必要とされている、法人代表者の代表権や訴訟代理権を証する文書である（民訴規則15条、18条、23条）。法定代理権、訴訟代理権又は代理人が訴訟行為をするのに必要な授權を欠いたことは、絶対的上告理由（民訴法312条2項4号）や再審事由（同法338条1項3号）となる。法人や権利能力なき社団の代表者の代表権や訴訟代理権の存否は、訴状審査等の際に確認すべき重要な事項の一つであるから、書記官は、提出された事件書類の記載内容を点検するだけでなく、添付された資格証明書等でこれらの内容を確認する必要がある。そして、事件書類の記載と資格証明書等の記載に齟齬があったり、訴訟行為の授權の有無について疑義が生じたときには、裁判長に相談した上、当事者に補正や追加資料の提出を促す等、適切に対応しなければならない。

なお、まれに、添付書類の記載があるにもかかわらず、実際には添付されていないことがあるので、提出された書面の内容を通読し、添付書類の記載がある場合には当該書類と突合する必要がある。

(2) 監査役設置会社と取締役（取締役であった者を含む。以下同じ。）との間の訴訟については、監査役が当該会社を代表するものと定められているが（会社法386条1項），監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある場合には、当該会社を代表するのは代表取締役である（同法389条1項、7項）から留意を要する。

(3) 行政事件訴訟法4条前段に基づく形式的当事者訴訟（行政訴訟）が提起された場合には、行政事件訴訟として立件し、同法39条により裁判所は当該処分又は裁決をした行政庁にその旨を通知する。

2 送達・通知に関するもの

(1) 家事事件手続法の適用を受ける特別抗告事件（許可抗告申立て事件）においては、原裁判所は、抗告状却下命令等があったときを除き、特別抗告提起通知書（抗告許可申立て通知書）を、抗告人に送達するとともに、原審における当事者及び利害関係参加人（抗告人を除く。）に特別抗告提起通知書（抗告許可申立て通知書）を送付する必要がある。また、この送付をした場合には、その旨を記録上明らかにしておかなければならぬ。

なお、旧法（家事審判法）適用事案については、民訴法及び民訴規則の特別抗告等の規定を準用するため相手方に対しても、特別抗告提起通知書（抗告許可申立て通知書）及び特別抗告状（抗告許可申立書）を特別送達することを要する（整備法4条2号）。

（留意点）

特別抗告提起通知書等の抗告人への到達は、抗告理由書の提出期間の起算点となるところ（家事事件手続規則63条），抗告人が同期間内に抗告理由書等を提出しなければ、特別抗告は原裁判所により直ちに却下されることから、その到達時期を明確にする必要がある。そのため、同規則62条においては、特別抗告がされた場合、原裁判所の裁判長による抗告状却下の命令又は原裁判所による抗告却下の決定があったときを除き、抗告人との関係では、原裁判所が抗告提起通知書を「送達」すべきものとしている。他方、抗告人以外の原審における当事者及び利害関係参加人との関係では、上記のように到達時期を明確にする必要がないことや、家事審判に関する手続における各種書面について送達ではなく送付で足りるものとしている法の趣旨を考慮し、「送付」で足りるものとしている（条解家事事件手続規則153頁）。なお、相手方に対して特別抗告提起通知書を送付したときは、その旨及び通知の方法を記録上明らかにしておかなければならぬ（同規則5条、民訴規則4条2項）。

(2) 上告及び上告受理申立てと同時に民訴法260条2項の裁判を求める申立てがなされている場合、上告状兼上告受理申立書副本及び提起通知書のみを送達するのではなく、当該申立書の副本も送達する。

（留意点）

民訴法260条2項の申立ては、一種の訴訟中の訴えであり、本案判決の変更・取消

しがあるときにのみその内容が判断される点で、予備的反訴と同様の性質を有すると解される。反訴については訴えに関する規定によることとされるから（同法146条4項）、同法138条1項により、当該申立書の副本を相手方に送達する必要がある。

(3) 固有必要的共同訴訟の場合、上告状に記載された当事者のほか、上告審で当事者とすべき者がいる場合にはその者にも上告提起通知書を送達する。

(4) 後見開始申立事件の特別抗告事件（許可抗告申立て事件）においては、成年後見人は当事者とはならないので、特別抗告提起通知書（抗告許可申立て通知書）を送付する必要はない。

(留意点)

家事事件手続法別表第一事件の適用を受ける特別抗告事件（許可抗告申立て事件）において各種通知等を行う場合には、「平成26年2月19日付け家庭局第二課長・総務局第三課長書簡」を参照するなどして、「当事者」、「審判を受ける者」、「審判を受ける者となるべき者」等の概念の違いを理解した上で、適切な事務処理を行う必要がある。

(5) 既に民訴法107条1項2号又は3号の付郵便送達が実施されている事件について、特段の事情がないにもかかわらず、改めて特別送達の方法を試みる場合には、その必要性等についての資料等を記録上明らかにする。

(留意点)

民訴法107条1項2号又は3号の付郵便送達を実施した場合には、それ以降の当該訴訟における同一の受送達者に対する送達については、直ちに付郵便送達をすることができる（同条2項）とされているのであり、書記官としては、当事者等から、無益な訴訟費用を生じさせたとの疑惑を生じさせることのないよう、送達方法の選択については十分検討をするとともに必要性について一件記録上明らかにするなどの対応が必要である。

(6) 上告提起通知書（上告受理申立て通知書）は、上告状却下の命令又は原裁判所による上告却下の決定があったときを除き、上告人（申立人）に送達するとともに、被上告人（相手方）に対しても速やかに送達する。

(留意点)

上告理由書の提出期間は、上告人が上告提起通知書の送達を受けた日から 50 日と定められている（民訴規則 194 条）。附帯上告が上告理由と別個独立の理由に基づくときは、上告理由書の提出期間が定められていることとの権衡上、当該上告の上告理由書提出期間内に、原裁判所に附帯上告状及び附帯上告理由書を提出して提起することを要するから（最三小判昭和 38 年 7 月 30 日民集 17 卷 6 号 819 頁），上告提起通知書の送達の遅滞は、被上告人による附帯上告の権利行使の期間を制約することにもなりかねない点に留意する。

3 調書・書類作成に関するもの

- (1) 同一期日に複数の証人尋問が行われた場合には、証人等調書の「宣誓その他の状況」欄の「□後に尋問されることになっている証人は□在廷しない。□裁判長（官）の許可を得て在廷した。」の該当する事項の□にレを付することを忘れないようにする（民訴規則 120 条）。
- (2) □頭弁論調書を作成するときは、次のような弁論の進行状況に留意し、□頭弁論期日において、当事者が従前の□頭弁論の結果等を陳述したときは、その旨を□頭弁論調書に記載する。
- ア 第一審で単独事件から合議事件に変更した後の□頭弁論期日において、当事者が弁論準備手続及び従前の□頭弁論の結果を陳述した場合
- イ 控訴審における□頭弁論期日において、当事者が第一審における□頭弁論の結果を陳述した場合
- ウ 弁論準備手続終結後の□頭弁論期日において、当事者が弁論準備手続の結果を陳述した場合

（留意点）

「□頭弁論の方式に関する規定の遵守」は、調書によってのみ証明することができる（民訴法 160 条 3 項）から、弁論の更新を行った旨の記載が調書になければ適法に弁論の更新手続が行われたとは認められない。そして、弁論の更新手続が行われなかつたことは、絶対的上告理由（同法 312 条 2 項 1 号）に当たり、上訴審において破棄されることがあり得るばかりか、再審の事由（同法 338 条 1 項 1 号）にもなることから、特に留意を要する。そのため、弁論の更新手続の要否について、あらかじめ裁判官と書記官が認識を共通にしておく必要がある。

- (3) 電話会議の方法で行われる弁論準備手続期日においては、電話会議の方法で関与した当事者は、同人が現に所持する文書の原本等を提出して書証の申出を行うことはできない。
- (4) 訴訟記録（事実調査部分を含まない。）の閲覧・謄写申請に対しては、閲覧・謄写票の「許・否」の該当文字を○で囲み、「許可権者印」の破線の上又は「担当書記官印」に押印をする（平成9年8月20日付け最高裁総三第97号総務局長通達「事件記録等の閲覧等に関する事務の取扱いについて」記第3の2の「閲覧等の許否の手続」参照）。
- (5) 進行協議期日における手続を受命裁判官に行わせる場合は、同手続を受命裁判官に行わせる旨の裁判だけでなく、進行協議期日の指定の裁判も裁判所が行う。
- （留意点）
進行協議期日の指定は、裁判所が行うものであるから（民訴規則95条1項），進行協議期日における手続を受命裁判官に行わせる場合には、裁判所において進行協議期日の指定の裁判を行った上で、裁判所において同手続を受命裁判官に行わせる旨の裁判（同規則98条）を行い、裁判長において受命裁判官の指定の裁判（同規則31条1項）を行う必要がある。
- (6) 裁判書の原本、記録に綴る正本及び当事者に送達等する正本には、ページの前後が入れ替わるなどの乱丁があってはならない。また、別紙として図面や目録を添付する場合には、文字、数字等の一部が欠けたり、図面に記載の境界点等が不鮮明にならないように注意する。特に、判決正本は、判決書原本と同一であることを書記官が認証したものであり、裁判官名の誤記や脱漏、認証日の誤記、別紙の脱漏があってはならず、落丁、乱丁等のないようにする。
- （留意点）

判決正本を適正に作成するためには、裁判官と書記官が原本等の受渡し方法や正本の作成方法について、共通認識を持つことが必要である（平成26年7月24日付け総務局第三課長事務連絡「正本等の作成事務について」、平成29年2月17日付け総務局長事務連絡「正本等の作成事務について」参照）。仮に、送達された書類の正本・謄本等の内容が原本と一致していない場合は、正本・謄本としての有効性や送達の効力に疑義が生じるが、その認定は裁判体の権限であり、送達事務取扱者である書記官がこの認定をすることはできないから、これらに疑義が生じた場合は速やかに裁判体に報告し、再送達の必要性等について判断を仰ぐ必要がある。

- (7) 口頭弁論調書の「期日」欄の記載に際しては、期日指定書、期日変更の決定書又は前回口頭弁論調書等の「指定期日」欄に記載された日時と同一であるかを確認する。

4 訴訟手続の進行に関するもの

- (1) 第1回口頭弁論期日前に事件を弁論準備手続に付する場合は、当事者に異議がないときに限られるので（民訴規則60条1項ただし書、民訴法168条），当事者に異議がないことを記録上明らかにする。
- (2) 受命裁判官によって行われていた弁論準備手続期日を取り消す場合、当該受命裁判官の指定が維持されているのかを確認する。

（留意点）

受命裁判官として次回弁論準備手続期日を取り消す際には、受命裁判官としての権限が付与されていることが必要であるから、当該裁判官に対して受命裁判官の指定が取り消されていないか十分に確認する。

5 裁判書の点検に関するもの

- (1) 判決書の点検においては、主文と理由中の判断に齟齬、脱漏がないか等、控訴された範囲を控訴状で確認しながら、理由中の計算方法やその前提となっている数値等に誤りがないかを的確に点検する。

（留意点）

判決書の点検は、具体的に何を点検すべきかにつき、裁判官と認識を共有するこ

とが重要である。

特に、判決書の別紙として計算を要する表を引用する場合などは、当該表の数字と判決理由の中で引用されている数字との間に齟齬がないか、計算違いがないかなど、どのような点について点検を行うかにつき、担当裁判官と認識を共有した上で行う必要がある。

- (2) 請求の減縮は、「訴えの一部取下げ」と解されており、請求を減縮する旨の書面の送達から2週間経過後に相手方から異議を述べられたとしても、取下げ同意擬制（民訴法261条5項）が生じているから、判決点検の際には請求が減縮されていることを前提に点検しなければならない。

6 上訴申立書の審査・記録整理・送付に関するもの

- (1) 当事者の訴訟関係書類提出時には、その書類に落丁等がないかを確認するとともに、上訴記録査閲時には、各査閲担当者が、漫然と査閲するのではなく、提出された訴訟関係書類に落丁等がないか、書類が漏れなくつづられているかについて、十分に点検する。
- (2) 返送された特別送達郵便の送達報告書については、送達の場所として記載されている住所が発送時に宛先とした住所と一致するものであるか否かを確認し、相違している場合には、郵便局に対して適正に送達されたものであるかについての確認をする必要がある。
- (3) 少額訴訟事件の終局判決に対する異議後の終局判決（少額異議判決）に対する不服申立てについては特別上告の規定が準用されるので、当事者に対する上告提起通知が必要である。

（留意点）

少額訴訟の終局判決に対する異議後の終局判決に対して控訴することはできず（民訴法380条1項），その判決に憲法解釈の誤りやその他憲法違反があることを理由とする場合に限り特別上告をすることが認められている（同法380条2項，327条1項）。特別上告の手続を行うにあたっては上告審に関する訴訟手続が準用されてい

る（同法 327 条 2 項、民訴規則 204 条）ことから、特別上告状の審査を行い、当事者に対し特別上告提起通知書を送達（同規則 189 条 1 項）し、特別上告理由書の審査を行った上で最高裁判所へ記録を送付する必要がある。なお、特別上告状に特別上告の理由に関する記載があったとしても特別上告提起通知書の送達を省いたり、特別上告理由書の提出期間（50 日、同規則 194 条）の経過を待たずに事件記録を送付することは認められないので留意する。

- (4) 上告状又は上告理由書提出期間内に提出された上告理由書のいずれにも民訴法 312 条 1 項、2 項に規定する事由の記載がないときは、原裁判所が決定で上告を却下しなければならない（同法 316 条 1 項）。

この場合、不備を補正する余地がないから、補正を求める事務連絡を送付したり、民訴規則 196 条 1 項所定の補正命令を発すべきではなく、直ちに決定で上告を却下すべきである（最二小決平成 12 年 7 月 14 日裁判集民事 198 号 457 頁）。

(留意点)

書記官としては、提出された上告状や上告理由書提出期間内に提出された上告理由書に民訴法 312 条 1 項、2 項に規定する事由が記載されているかどうかを確認した上で、上告状又は上告理由書に民訴法 312 条 1 項、2 項の事由の記載がないときは、その旨を裁判体に進言する。

- (5) 行政事件訴訟に関連請求に係る訴えが併合されている場合、相手方が同一の地方公共団体であっても、地方自治法及び個別法の規定によって、請求ごとに代表者が異なることがある。その場合には、上告提起通知書等の送達は、代表者それぞれに対して行う。特に、どちらか一方からの委任状の提出しかないときには注意を要する。

(留意点)

行政事件訴訟における当事者適格は、行政事件訴訟法に定められており、原則として処分等をした行政庁の所属する国又は公共団体とされている（行政事件訴訟法 1 条、38 条 1 項）。普通地方公共団体（地方自治法 1 条の 3 第 2 項）が当事者となる場合、受送達者は、代表者である都道府県知事、市町村長となる（同法 139 条 1 項及び 2 項、147 条）。

しかし、地方公共団体を被告とする訴訟について、地方自治法の規定により議長

が代表者となる場合（同法105条の2）や個別法の規定により委員会等を代表者とする場合、受送達者は議長及び委員会等の代表者となる。一方、当事者が地方公共団体である場合に、関連請求が民事訴訟であるときは、受送達者は、その代表者である都道府県知事、市町村長となる。

そうすると、被告が同一の地方公共団体であっても、請求ごとに代表者が異なる場合があり、その場合には、それぞれに上告提起通知書等を送達する必要がある。

- (6) 上告提起事件等の上訴があった場合における手数料の算定は、担当書記官等において配てん後速やかに計算し、疑義がある場合には裁判体と相談し納付すべき額を確定し、不足する場合には速やかに追納させる（又は裁判体と相談して補正命令を検討する。）など、必要な措置を執る。

7 秘匿情報の管理

原々審において秘匿の申請がある場合は、当審への申請書写し等の情報提供だけでなく、記録中の秘匿必要箇所を十分検討し、当該箇所へのマスキング処理を行うなど、秘匿申請者から提出された書類を相手方に安易に送付することのないよう確実に処理を行う。

第2 刑事関係

1 受付・立件に関するもの

控訴事件の立件基準は、原判決書を基準と定められている(受付分配通達記第2の4(1), 別表第3の3)だから、送付書を立件の基準とせず、原判決書を基準として立件する。

2 送達・通知に関するもの

(1) 児童自立支援施設に入所中の少年に対する送達は、施設の長宛てではなく、直接本人宛てに行う。

(2) 弁護人選任に関する通知及び照会をする場合は、必要的弁護事件か任意的弁護事件か、被告人が勾留中か在宅かを確認し、それらに対応する適式の用紙を使用する。

3 勾留・保釈に関するもの

(1) 被告人の身柄が移送された場合には、その内容を勾留票の「移送収容」欄に記載する。

(2) 保釈許可決定に対する(準)抗告の申立てがあり、保釈許可の執行停止決定があった後に(準)抗告棄却決定があった場合、身柄の変動に関する事由があったのであるから、勾留票に一連の経過を記載する。

(3) 保釈中の被告人に実刑判決が宣告されて収容された場合には、収容された年月日と収容後の勾留満了年月日を、勾留票の保釈許可決定の横の欄ではなく、判決宣告の横の欄に記載する。

4 調書・書類作成に関するもの

- (1) 証人の遮へいの措置（刑訴法157条の3、改正後157条の5）をとった上、証人尋問を実施したときは、その措置をとったことを証人尋問調書に記載する（刑訴規則44条1項25号、改正後26号）。
- (2) 公判準備における鑑定人尋問調書（単に人定尋問をした上、鑑定事項を告知して後日その結果及び経過を報告するよう命ずるにとどまったもの）を公判期日において取り調べた場合は、その結果等を証拠等関係カードに記載する。

（留意点）
公判準備において鑑定人尋問を実施し、その手続が鑑定人に対して単に人定尋問をした上、鑑定事項を告知するなど形式的なものであった場合において、後日その経過及び結果が鑑定書により報告された場合、当該鑑定人尋問調書を刑訴法303条により、裁判所が職権で取調べをする必要があるかについては争いがあり、実務の取扱いも分かれていると考えられる。
このような鑑定人尋問調書について、裁判体の方針により公判期日において取り調べた場合には、その結果等を証拠等関係カードに記載する必要がある。
なお、当該鑑定人尋問調書は、第2分類の公判調書（供述）群に編てつすることとなる。
また、公判期日において取り調べなかった場合は、第2分類の証拠等関係カード群（証拠調手続に関する書類）に編てつすることとなる。
- (3) 判決の宣告（刑訴規則44条1項44号、改正後45号）など、調書の必要的記載事項になっている手續が行われた場合、その手續を漏れなく記載する。
- (4) 公判調書は、法定の整理期間内に整理できるよう、期限管理に注意する。

（留意点）
公判調書は、各公判期日後速やかに、遅くとも判決を宣告するまでにこれを整理しなければならない（刑訴法48条3項本文）が、ただし、
① 判決を宣告する公判期日の調書は、当該公判期日後7日以内に、

- ② 公判期日から判決を宣告する日までの期間が 10 日に満たない場合における当該公判期日の調書は、当該公判期日後 10 日以内に、
- ③ 公判期日から判決を宣告する日までの期間が 3 日に満たない場合における当該公判期日の調書は、判決を宣告する公判期日後 7 日以内に、
それぞれ、整理すれば足りると規定されている（同項ただし書）。

例えば、別表 1「刑訴法 48 条 3 項による公判調書整理期間参考事例」記載の事例の場合、一部の公判調書は、刑訴法 48 条 3 項所定の整理期間経過後に整理されたものとなるので、執務の参考にしていただきたい。

特に裁判員裁判などでは、連目的に公判期日が開かれ、判決宣告も証拠調べ等の期日に近接して行われることが多いため、公判立会書記官としては、公判に立ち会った期日の公判調書が、刑訴法 48 条 3 項所定の整理期間内に作成、整理できるよう留意する必要がある。

5 記録の整理・送付に関するもの

- (1) 裁判員候補者に対する裁判員等選任手続期日呼出状等の郵便送達報告書の補正書は第 5 分類に編てつする。
- (2) 裁判員等からの辞任申出に関する書類は、事件記録の第 1 分類又は第 4 分類に編てつされているので、弁護人からの署名申請においては、これら裁判員等の個人が特定できる情報が記載された部分等を漏れなくマスキングするなどの措置を執るとともに（裁判員規則 66 条参照）、記録を上訴審に送付する際には、第 5 分類以外に裁判員の個人情報がある旨を記録送付書の備考欄等に記載する（平成 29 年 8 月 10 日付け最高裁訟廷首席書記官補佐事務連絡「刑事上訴記録の送付について」別紙 1 の 2(7) 参照）。
- (3) 被害者保護の観点から、被害者の個人情報等が被告人等に漏れないように配慮すべきであると裁判官が判断したときは、裁判官の指示に基づいてマスキング等の措置を確実に実行する必要がある（他方で、裁判官の指示を超えてマスキング等を行っていないかにも注意する必要がある。）。

(4) 上訴に伴い、裁判所が領置した押収物のある事件記録を上告審へ送付する場合には、押収物総目録の「処分事由発生年月日」欄に上訴申立ての年月日を記載し、「処分事由」欄には「上訴」と記載する（平成7年4月28日付け最高裁総三第24号事務総長通達「押収物等取扱規程の運用について」記第6の1及び別表第1参照）。

(5) 上訴審へ記録を送付する際に、記録目録の作成を省略する場合、証拠等関係カードの「縞てつ箇所」欄に丁数の記載があるか確認する。

（留意点）

証拠等関係カードの「縞てつ箇所」欄については、必要に応じて記載するとされているが（平成12年8月28日付け最高裁判二第278号刑事局長・総務局長依命通達「証拠等関係カードの記載要領について」記第2の1(9)），上訴等で記録を他の裁判所に送付する場合においては、証拠等関係カードの記載をもって記録目録の作成（書類の標目、丁数等を記載して作成する（平成12年10月20日付け最高裁総三第128号事務総長通達「刑事訴訟記録の編成等について」記第3の1(1)参照）。）に代えることができるとされており、記録目録の作成を省略する場合、証拠等関係カードの「縞てつ箇所」欄に丁数を記載しなければならない。また、この場合、記録送付書に「証拠等関係カードの記載をもって記録目録の作成に代える」旨を記載しなければならない（平成17年10月14日付け総務局長書簡別紙「記録目録及び丁数の取扱いについて」2(1)及び同日付け総務局第三課長事務連絡「事件記録における記録目録及び丁数の取扱いについて」別紙「記録目録及び丁数の取扱いについて」の補足説明」2(1)参照）。

(6) 更新用記録媒体の管理票は、記録媒体とともに記録末尾に添付し、上訴の場合には、記録送付書の適宜の欄に記録媒体及び管理票を添付する旨を記載する（裁判員の参加する刑事裁判における訴訟関係人及び供述等の記録媒体への記録等に関する事務の取扱いについて（平成21年5月19日総三第000508号総務局長通達参照）。

（留意点）

記録に添付する記録媒体等については、更新用記録媒体のほかに、ビデオリンク方式による証人尋問の状況等を記録した記録媒体、公判調書及び裁判員等選任手続調書に引用する録音体や通訳人の付された証人尋問等を録取した録音体など

があるが、これらに関する根拠規定や編てつ箇所、記録表紙の記載などの取扱いについては、必ずしも同一ではない。

上記取扱いについては、通達等の定めに依拠するが、これらは多岐にわたっている。そこで、別表2「記録媒体・録音体の取扱いについて」のとおり、記録に添付する記録媒体及び録音体の取扱いを一覧表にとりまとめたので、執務の参考にしていただきたい。

- (7) 被害者保護法3条に基づく被害者等による公判記録の閲覧謄写について、閲覧謄写を不許可とする部分（情報）がある場合は、不必要的情報が外部に流出することのないよう、情報管理に注意する必要がある。

（留意点）

被害者等による公判記録の閲覧謄写について、閲覧謄写をさせるのが相当でないと裁判体が判断した情報がある場合は、それらの情報が記録のどこにあるのか確認した上で、裁判体の意向（例えば、被告人の身上や前科に関する情報を不許可とする場合に、具体的に記載された書証だけでなく、冒頭陳述で概括的に記載された部分まで不許可とするのか等）を確認して、必要な部分にマスキング等の措置をとるなどし、情報が外部に流出しないようにする。

また、不許可とした範囲については、記録上明らかにする必要がある。例えば、不許可の範囲として「マスキング部分」などとして特定し、閲覧謄写終了後に当該マスキングを剥がした場合、記録上どの範囲で不許可にしたのか分からなくなってしまうので、例えば「被告人の本籍を除く」などと具体的に特定するのが相当である。

(別表1)

刑訴法48条3項による公判調書整理期間参考事例

期日・判決宣告までの期間	調書の作成日付	適否	刑訴法48条3項による整理期間
第1回(6月5日)	6月14日	○	6月16日 各期日から判決宣告まで10日以上あるので、遅くとも判決宣告期日(6月16日)までに整理する(48条3項本文)。
第2回(6月6日)	6月23日	×	6月16日
第3回(6月12日)	6月23日	×	6月22日 各期日から判決を宣告する日までの期間が10日に満たないので、各期日から10日以内に整理する(第2の4(4)(留意点)②の場合)。
第4回(6月13日)	6月23日	○	6月23日
第5回(6月14日)	6月24日	×	6月23日 期日から判決を宣告する日までの期間が3日に満たないので、判決宣告期日(6月16日)から7日以内に整理する(第2の4(4)(留意点)③の場合)。
第6回(6月16日) (判決宣告)	6月23日	○	6月23日 判決を宣告する期日なので、7日以内に整理する((第2の4(4)(留意点)①の場合))

(別表2)

記録媒体・録音体の取扱いについて

記録に添付する記録媒体・録音体 (根拠規定)	縦てつ等箇所 (根拠規定)	記録表紙の記載 (根拠規定)	記録送付書の記載 (根拠規定)
更新用記録媒体	管理票を作成し、同票とともに記録末尾に添付	—	更新用記録媒体及び管理票を添付する旨を記載
記録媒体取扱通達記第3の3 (参考) 平成21年5月19日付け総務局第三課長事務連絡「記録媒体取扱通達の概要」の送付について	記録媒体取扱通達記第3の3、4(1)	—	記録媒体取扱通達記第3の5(2)
ビデオリンク方式による証人尋問の状況等を記録した記録媒体	記録末尾、上訴申立てに伴い提出された弁護又は補佐に関する書類の直前につづり込むが、記録とは別に保管することも差し支えない。	—	—
刑訴法157条の4第4項(改正後157条の6第4項)	刑事記録編成通達記第1の2(3)	—	—
裁判員等選任手続調書等に引用した録音体 裁判員規則30条	当該録音体を引用した調書の末尾に縦てつ 平成21年5月19日付け総務局第三課長事務連絡「公判調書等に録音体を引用する場合の取扱い等について」別紙第1の2(3)	他の裁判所又は検察庁に事件記録を送付する際には、録音体が存在すること及びその数量を朱書きで記載 (注)公判調書に引用した録音体の場合は朱書きで表示し、通訳人事件で記録に添付した録音体の場合は黒字で表示するなど、両者を明確に区別する。 平成21年5月19日付け総務局第三課長事務連絡「公判調書等に録音体を引用する場合の取扱い等について」別紙第1の3、(別添2)「録音体等への事件番号等の表示例」【表示例3-1、2】	—
公判調書(供述)に引用した公判廷における証人等の尋問、供述等を録音した録音体 刑訴規則52条の20	同上	同上	—
通訳人の付された証人尋問等を録取した録音体 平成元年11月30日総三第33号総務局長、刑事局長通達「通訳人の付された証人尋問等を録取した録音体の保管等に関する事務の取扱いについて」	当該事件の事件記録とともに保管	録音体が存在すること及びその数量を黒字で記載 平成元年11月30日総三第33号総務局長、刑事局長通達「通訳人の付された証人尋問等を録取した録音体の保管等に関する事務の取扱いについて」記1	録音体が存する旨及びその数量を記載 平成26年1月20日付け総務局長、刑事局長書簡別紙「録音体の保管等の適正について」2 平成26年1月20日付け総務局長、刑事局長書簡別紙「録音体の保管等の適正について」3

注1 「記録媒体取扱通達」とは、平成21年5月19日付け総三第000508号総務局長通達「裁判員の参加する刑事裁判における訴訟関係人の尋問及び供述等の記録媒体への記録等に関する事務の取扱いについて」である。

2 「刑事記録編成通達」とは、平成12年10月20日付け総三第128号事務総長通達「刑事訴訟記録の編成等について」である。

3 「—」は、根拠規定なしである。